

(3) 具体的な取組

① 市町村における重層的な支援体制の構築に向けた支援

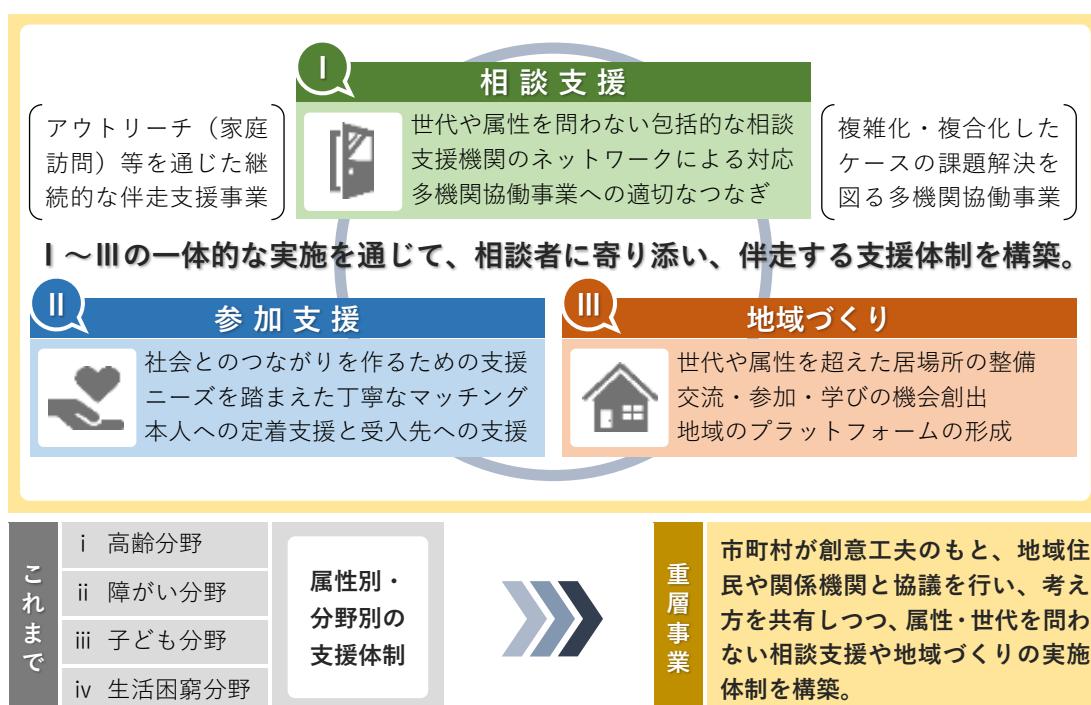
地域住民の抱える課題が複雑化する中、高齢者・障がいのある人・児童といった属性別の支援体制では複合課題や制度の狭間にいるニーズへの対応が困難となっていることを踏まえ、令和3年に施行された改正社会福祉法により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮といった相談支援の枠組みを活かしつつ、

- 相談者本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- 課題を抱える方やその世帯に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する参加支援を実施すること
- 地域づくりに向けた支援により、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

以上3つの支援を一体的に実施することとされており、このことによって相互作用が生じ、支援の効果が高まると期待されています。

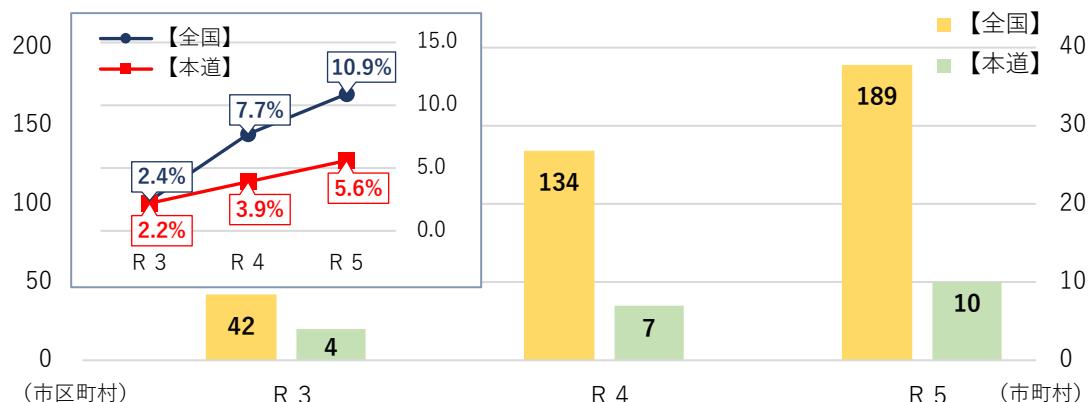
重層的支援体制整備事業の全体像



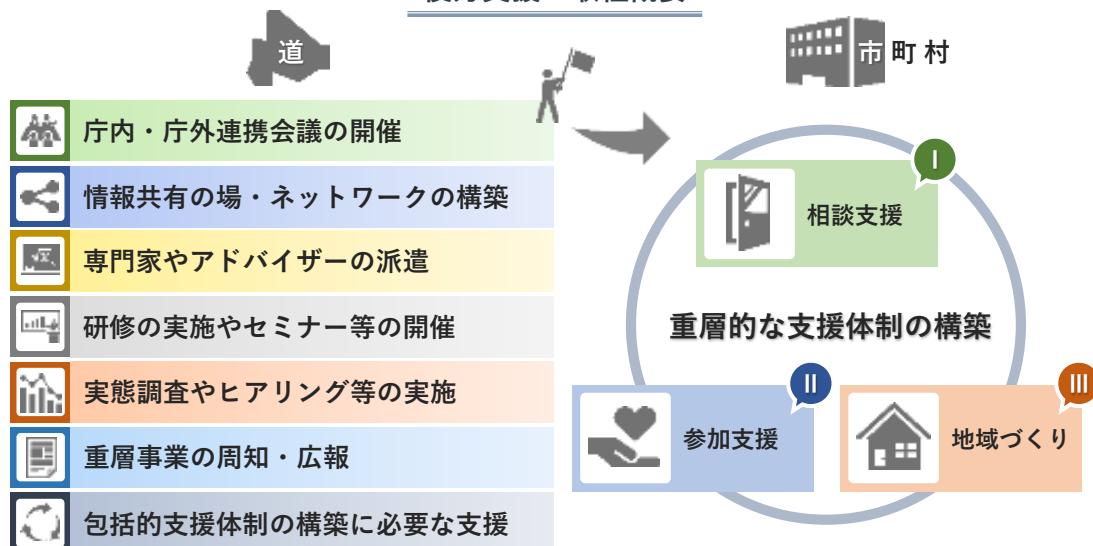
市町村による重層的支援体制整備事業の実施状況は、モデル事業での実証を経て、令和3年度の改正法施行以降、全国市区町村のうち42（道内4）の自治体で行われるようになり、その後、徐々に拡大し、令和5年度時点では計189（道内10）の自治体で実施されています。

包括的な支援体制の構築を進めている市町村では、他自治体における取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等に関するニーズがあります。こうしたニーズに対応するため、道では、重層的支援体制構築に向けた後方支援を行うことで、各市町村の円滑な体制整備を推進していきます。

重層的支援体制整備事業の実施状況（市区町村数）



後方支援の取組概要



② 孤独・孤立対策の推進

少子高齢化や核家族化、未婚化・晩婚化などを背景とした単身世帯の増加が進む中、地域社会を支える地縁や血縁といった人ととのつながりは希薄化の一途を辿っており、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じやすい社会へと変化してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により孤独・孤立の問題が一層深刻化していることを受け、国では、令和3年に孤独・孤立対策担当室を設置し、「重点計画」において基本理念や方針等が定められた後、令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が公布され、国と自治体は、孤独・孤立に関する施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした国の動き等を踏まえ、道では、令和4年度から5年度にかけて、国のモデル事業として「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施し、民間団体との連携基盤の整備を進めるとともに、支援団体の相談窓口に関する情報の一元化を図るなど、支援を必要とする方が円滑に社会生活を営むことができるよう、各種の取組を進めています。

孤独・孤立対策の取組概要

	情報発信と道民理解の促進	1
… 孤独・孤立をテーマとしたシンポジウムの開催、広報啓発など		
	孤独・孤立に関する実態把握	2
… 道民一般を対象としたアンケート、民生委員や関係団体向けの調査を実施		
	協議の場の設置	3
… 官民による連携基盤を構築		
	支援情報の一元化	4
… ICTを活用した情報の集約・発信		

● 行政（道、一部市町村）
● 社会福祉協議会
● 民生委員・児童委員
● 児童福祉関係団体
● 再犯防止支援機関
● 自殺予防関係団体
● 中間支援組織（NPO）
● ひきこもり支援団体
● ひとり親家庭支援団体
● 民間シンクタンク
● 民間シェルター

法に定められる
「孤独・孤立対策地域協議会」
の基礎となる合
議体

ひとりで悩みごとを
かかえていますか。

ほっかいどう
孤独・孤立
対策

お金のこと 仕事のこと 緊急の困りごと
心とからだの悩み 家族関係のこと
LINEのメニューから相談内容を選んで相談窓口を検索できます

③ ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組

ケアラーとは、高齢・障がい・疾病等により援助を必要とする家族の介護等を無償で行う方であり、そのうち18歳未満をヤングケアラーといいます。

少子高齢化や核家族化が全国平均以上に進展する本道では、世帯規模が縮小していく中で、一人当たりのケアラーにかかる負担はより大きくなることが見込まれており、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、離職せざるを得なくなる場合もあるほか、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

個々のケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、ケアラーに関する認知度を高め、悩みや不安を抱える方を早期に把握するなど、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要があることから、道では、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」を施行しました。

この条例のもと、令和5年3月には「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

ケアラー支援の施策概要



北海道ケアラー支援条例



北海道ケアラー支援推進計画



1 普及啓発の促進

- 推進月間の設定、道のホームページやSNSによる広報
- ポスター・リーフレットなど啓発資材の掲示等



2 相談の場の確保

[3つの基本的施策を総合的に推進]

- 市町村における相談支援体制の充実強化
- ケアラー支援に携わる関係職員向け研修の実施等

支える人を、
ひとりにしない。



3 ケアラーを支援するための地域づくり

- サロンやカフェなどの交流拠点の設置促進
- 見守り・支え合いの意識醸成等



④ ひきこもりの状態にある方への支援

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指すとされています。

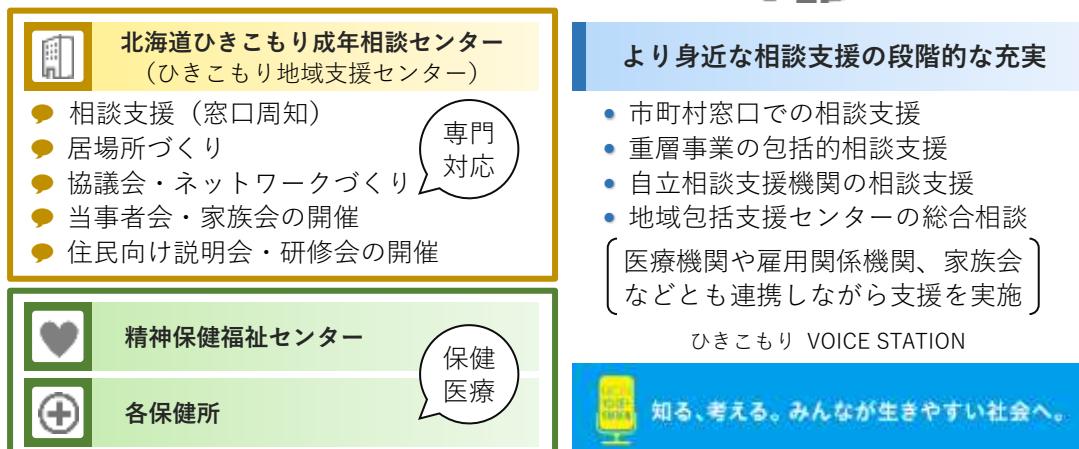
平成30年度に行われた国の調査結果では、40歳以上64歳以下でひきこもりの状態にある方は推計61万人に上り、その状態となって7年以上経つ方が約50%を占めているなど、若年層のみならず、中高年の存在や期間の長期化が明らかとなりました。

また、令和4年度の調査では、15歳から64歳までを対象としており、ひきこもりの状態にある方の数は約146万人と推計されています。

ひきこもりの状態が長期化すると、孤独感や無力感が高まり、そこからの脱出が難しくなるほか、自信を喪失し、自己否定感を抱くことが多く、精神的な症状を伴う場合もあります。

こうしたことから、当事者や家族が身近な地域で支援を受けられる環境づくりに向け、道では、「北海道ひきこもり成年相談センター」を設置し、ひきこもりに特化した専門的な相談対応を行うとともに、道の精神保健福祉センターや各保健所、自立相談支援機関においても相談支援を実施しているほか、当事者や家族により身近な市町村において、ひきこもりに関する相談窓口の明確化や居場所づくりなどの取組が円滑に行われるよう、その体制整備を支援していきます。

ひきこもりの状態にある方への支援の概要



施策項目

【3】居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会の実現に向けては、保健医療や福祉に限らず、住まい、就労に関する課題も含めて、地域の様々な分野が連携し、その解決に向けた支援を行うことが必要とされています。
- ▶ このうち居住支援については、高齢単身世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、住まいの確保に配慮が必要な方が増えている状況を踏まえ、そうした方々の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度として、平成29年から新たな住宅セーフティネット制度が創設されるなど、福祉分野と住宅分野との緊密な連携が求められています。
- ▶ また、就労に課題を抱える方への支援については、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援やシルバー人材センターの活用による高齢者を対象とした就業機会の確保のほか、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の一体的な相談支援など、それぞれの課題に応じた適切な支援を行うことが重要です。

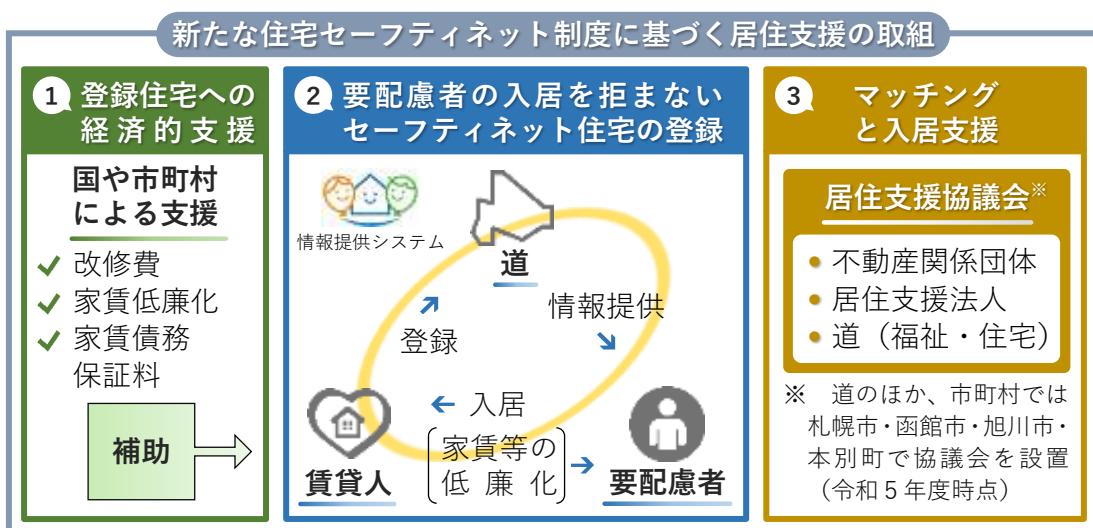
(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、地域住民をはじめ、地域福祉を担う事業者や支援者は、暮らしに課題を抱える本人とその世帯全体に着目し、生活ニーズとしての「地域生活課題」を総合的に捉え、理解することが大切です。
- ▶ 住民の方々が生活していく上で生じる課題は、介護・子育て・障害・病気等にとどまらず、住まい・教育・家計・就労や社会参加など、暮らしや仕事の全般にまで及びます。
- ▶ こうした本人やその世帯の課題を地域で包括的に受け止めるためには、既存の制度の枠組みから見るだけでなく、当事者が抱える様々な困りごとや思い、希望を引き出しながら、どのような支援を必要としているかについて考えていくことが重要であり、地域住民や関係機関の連携のもと、「地域生活課題」の解決に向けて包括的に支えるといった視点に立ち、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

(3) 具体的な取組

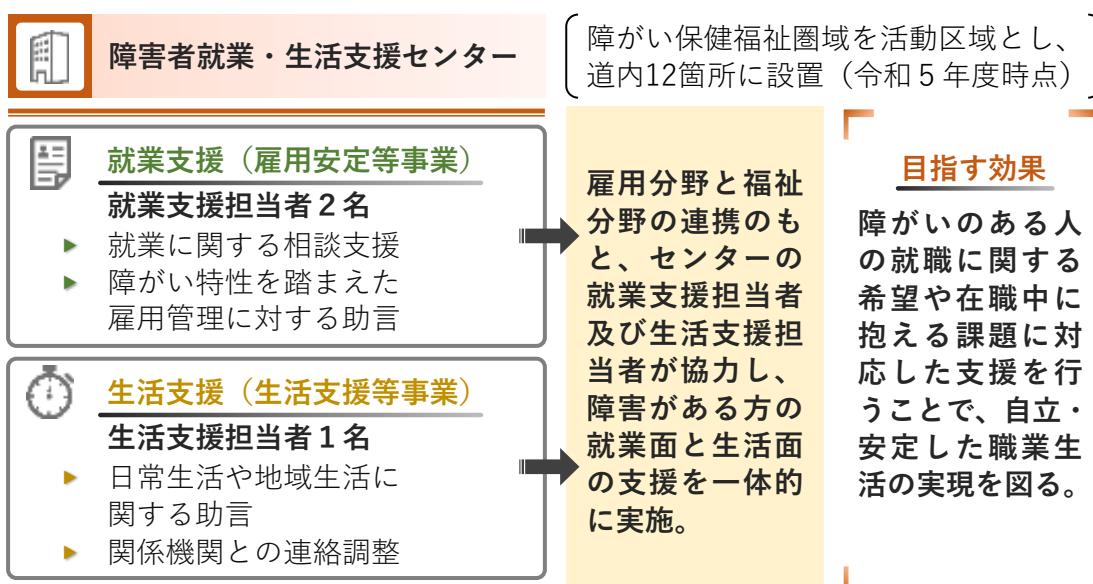
① 住まいの確保に配慮が必要な方への支援

平成29年の新たな住宅セーフティネット制度の運用開始に伴い、道では、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進に関する計画を策定し、賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の指定など、居住の安定確保に向けた取組を総合的に推進していきます。



② 障がいのある人への就業支援

障がいのある人の就職や継続雇用等に向けた支援について、道では、障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業面と日常生活面の一体的な支援を行っていきます。





【1】地域福祉を担う人材の確保と資質向上

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層難しくなる一方、福祉・介護サービスの需要が高まっているなど、社会構造が大きく変化している中、各種の支援やサービスの質を保ちつつ、安定的に提供していくためには、専門職の確保と資質向上だけではなく、多様な人材の就業促進に向けて、継続的に取り組んでいくことが求められています。
- ▶ こうした背景を踏まえ、地域福祉を推進していくに当たっては、福祉・介護分野における専門職の確保に加え、地域住民や福祉活動を担うボランティア、NPO等の民間団体が各々の役割を持ち、主体的に地域生活課題を把握して、その解決を試みることができる仕組みづくりが必要となります。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 福祉・介護人材の確保に向けて、介護未経験者の参入を進めるに当たっては、介護分野で働くことの不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援することが重要です。
- ▶ また、多様な人材の就業促進については、若年層はもとより、中高年者や定年退職後の高齢者なども含め、幅広い層を対象として、福祉や介護の仕事に対する理解を深め、イメージアップに取り組んでいくことが有効となります。
- ▶ そして、福祉・介護に従事する専門職を継続的に確保するためには、これら職員の方がやりがいを持ち、安心して働くことができるよう、職場定着や離職防止の促進を図っていくとともに、ケアの質や専門職の社会的評価の向上に向け、一定の経験を積んだ職員をチームリーダーとして育成するなど、そのキャリアアップ支援を行っていく必要があります。
- ▶ このほか、都道府県においては、管内の雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに、研修体制の整備や人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体等とのネットワーク構築、ボランティアセンターの活動推進など、市町村単位では行うことが難しい取組を広域的に進めていく必要があります。

(3) 具体的な取組

① 福祉・介護人材の確保に関する取組

介護職員の必要数は、市町村の見込み量等に基づいた推計結果によると、令和5年度から7年度までの間、毎年約5.3万人の介護人材の確保が必要と見込まれていますが、全職業の有効求人倍率が低下している一方で、介護関係職種は高い水準にあり、今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一層厳しくなることが想定されています。

こうした情勢の中、必要とされる人材の確保を目指していくためには、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援などの総合的な取組が必要です。

道では、介護職員の資質向上に向けた研修等をはじめ、無料職業紹介所である福祉人材センターを設置し、福祉の職場で働きたい人と職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援を行っているほか、若年層や高齢者層を対象とした介護の仕事に関する普及啓発に取り組んでおり、職員の人材育成や職場環境の改善等が一定の基準を満たす介護事業所に認証を付与する「働きやすい介護の職場認証制度」により安心して働くことのできる職場の情報発信を行うなど、地域において必要とされる介護サービスが適切に提供されるよう、幅広い人材確保施策を総合的に推進していきます。

福祉・介護人材の確保に関する主な取組

- 1  **福祉・介護の仕事に関する普及啓発と理解促進**
… 専用Webサイトの運営、イベント開催、普及啓発の取組に対する補助事業等
- 2  **多様な人材の参入促進**
… 福祉・介護分野の無償職業紹介、未経験者向け研修、再就職支援等
- 3  **関係機関との連携強化**
… 関係機関や団体間における課題の共通理解を図るための協議会を開催
- 4  **職員の資質向上**
… 介護職員のキャリア形成やケアマネジャーの資質向上を図る研修等
- 5  **離職防止・職場定着の促進**
… 労働環境改善のセミナー、介護事業所への認証を付与する評価制度の実施等
- 6  **介護現場における業務改善の推進**
… 介護ロボットやICT技術の導入に要する経費への補助、展示会の開催等



② 生活支援の担い手となる元気な高齢者の活躍支援

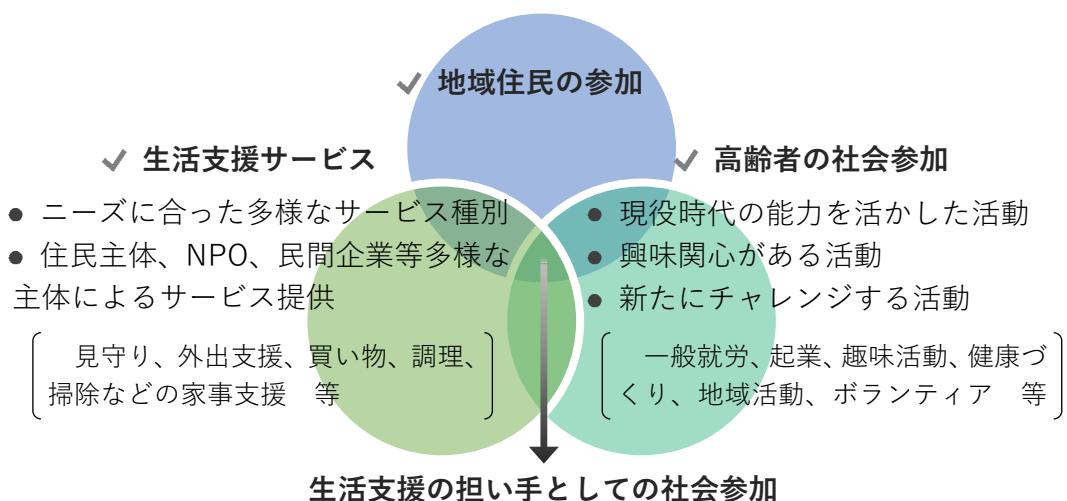
誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係にならないよう、年齢や属性にかかわらず、その人らしく生活できる地域づくりを目指すことが重要です。

全国的に高齢化が急速に進展する中、高齢者の方々が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすためには、社会参加への意欲や現役時代の能力を活かして活躍できる機会を確保していくことが求められています。

社会参加・生活支援・介護予防を一体的に推進していく目的で市町村が実施する地域支援事業の中には、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動を行う生活援助等の多様な支援もあることから、地域における元気な高齢者がこの支援の担い手として活躍することも期待されています。

こうした背景を踏まえ、道では、元気で活力があり地域貢献意欲を持った元気な高齢者である「アクティブシニア」について、生活援助等の担い手となり、地域の特色に応じた社会活動を行うために必要な知識を習得するセミナー等を開催するなど、その活躍支援に努めています。

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加の関係



③ ボランティア活動を行う個人と団体の確保に向けた取組

ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主活動であり、自己実現や社会参加意欲が充足されるだけでなく、その活動の広がりによって社会貢献や福祉活動等への関心が高まり、互いに支え合い、交流する地域づくりが進むなど、大きな意義を持っています。

社会福祉法においてボランティアは、地域住民や事業者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体と位置付けられており、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としてのボランティアセンターが全国各地に設置されています。

道内の社会福祉協議会は、その多数がボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に参加したいと考えている方とボランティアによる支援を必要としている方とをつなぐほか、その活動に必要な知識と技術を学ぶ講座や研修会を開催するといった役割を担っており、道では、こうした取組を支援することで、ボランティア活動を行う個人と団体の確保を図っていきます。

ボランティアセンターの主な取組

① 自主性・主体性

自らの意思で行う活動であり、他人から強制され、義務として行うものではないこと。

② 社会性・連帯性

社会の一員としての自覚を持ち、ともに支え合い、学び合う活動であること。

③ 無償性・無給性

金銭的な報酬を期待せず、見返りを求めない活動であること。

④ 創造性・開拓性・先駆性

今何が必要とされているのかを考えながら、より良い社会を創る活動であること。



ボランティア活動の4原則



① ボランティアに関する相談対応、活動先の調整（マッチング）



② ボランティアに関する学習機会の提供、人材養成



③ ボランティアグループやNPOの立ち上げ・運営支援



④ ボランティア関連の保険受付

★ボランティア活動の拠点となるセンターを社会福祉協議会に設置。



【2】地域福祉を支える人材の養成

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域住民の生活課題を総合的かつ計画的に把握し、制度の相違を超えた適切なサービスが効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されない支援体制を構築していくためには、各種サービスの総合的な利用をマネジメントするソーシャルワークの体制を福祉事務所や相談機関に充実させる必要があります。
- ▶ このソーシャルワーク機能は、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに声を挙げられる環境や発見する仕組みづくりに向けても発揮される必要があり、こうした発見・把握の取組や関係機関との連携調整等を担う専門職として、コミュニティソーシャルワーカーなどの支援者を育成していくことにより、「支え手」や「受け手」という関係を超えた参加の場や働く場が創造され、地域福祉の推進につながることが期待されます。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ コミュニティソーシャルワークの概念には様々な定義がありますが、地域を基盤としたソーシャルワークに着目すると、「個と地域の一体的支援」とされており、「個人への支援」と「地域への支援」を同時並行で展開しようとする活動を指します。個人への支援に地域の力を活用しつつ、併せて地域における福祉力の向上を促すことで、それらの相乗効果として地域福祉の底上げにつなげることが重要です。
- ▶ こうした活動を行うコミュニティソーシャルワーカーは、現状、法制度上の基準などはありませんが、地域福祉推進の中心的な団体である社会福祉協議会に所属していることが多く、行政と協働した取組が全国各地で拡大しています。
- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、コミュニティソーシャルワーカーをはじめとして、高齢者の支援ニーズや地域課題等を発見し、関係者間のネットワーク構築を図る生活支援コーディネーターなど、福祉の各分野において地域への支援を担っている職種を活用し、地域住民が主体となって行う取組に専門的な観点からの助言やサポートを得ることが有効になります。

(3) 具体的な取組

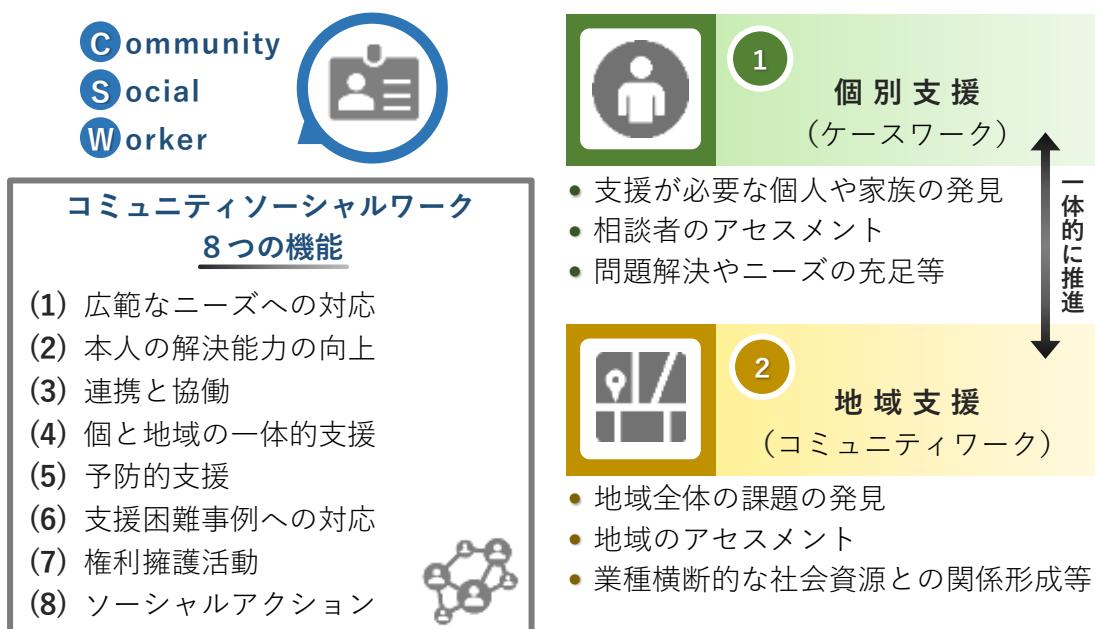
地域への支援を担う職種の確保に関する取組

コミュニティソーシャルワーカーとなるための要件は、地域によって様々ですが、多くの場合、社会福祉士や精神保健福祉士など、福祉の資格を有するソーシャルワーク実務経験者とされています。

多様化する地域生活課題に対応し、個々の支援を行いつつ、住民や関係機関・団体とのネットワーク構築などを総合的に展開・実践していくに当たっては、コミュニティソーシャルワークの基本的な考え方をはじめ、活動の手法等を習得することが欠かせないため、全国各地において、行政職員や社会福祉協議会の福祉専門職、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカーなどを対象とした研修が実施されており、こうした研修を修了した上で、コミュニティソーシャルワーカーとしての活動を行うこととなります。

道内では、各市町村における地域共生社会の実現にはコミュニティソーシャルワークの果たす役割が重要であるとの認識のもと、北海道社会福祉協議会が「コミュニティソーシャルワーカー実践者養成研修」を開催しているところであり、道は、こうした取組に対する助成を行うことで、地域への支援を担う職種の確保を推進していきます。

コミュニティソーシャルワーカーの主な役割



施策項目

【3】地域福祉の核となる次世代の育成

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 福祉・介護人材が慢性的な人手不足である状況を踏まえると、将来にわたって福祉・介護分野を担う人材を確保していくためには、専門職の養成や資質向上を図る研修、多様な人材の参入促進、働きやすい職場環境の整備といった取組だけでなく、今後を見据えて長期的な視点に立った取組を推進していく必要があります。
- ▶ 具体的には、福祉・介護分野における次世代の人材育成に向けて、児童期や青年期の段階から福祉・介護の仕事に関する興味・関心を高めるとともに、理解を深めていく取組を行っていくことであり、こうした施策の展開が不可欠とされています。

(2) 基本的な視点（課題）

- ▶ 若いうちから福祉について考え、福祉の仕事の大切さやその意義を理解することは、将来の職業選択に大きな影響を及ぼすものです。このため、小中高校生を中心とした若年世代へ福祉や介護の仕事に対する理解促進を図っていくことが重要になります。
- ▶ 児童生徒へのこうした啓発に関する取組を進めるに当たっては、学校をはじめとする教育現場との連携・協力が欠かせないことから、理解促進の重要性について、福祉と教育の分野が日頃より認識を共有しておくことが大切となります。
- ▶ また、国が定める教育課程の基準である中学校及び高等学校の学習指導要領では、「家庭」の項目において、高齢者の身体的な特徴を理解することや介護の基礎に関する体験的な活動を行うことなどが位置付けられており、このような前提を認識した上で、福祉・介護分野の次世代を担う子どもたちへの福祉教育を進めていくことが求められます。
- ▶ 福祉・介護人材の確保を推進する自治体としては、教育委員会を中心とする関係機関と連携の上で、小中学生の夏休み等を活用した職場体験や高校生・大学生等の介護事業所におけるインターンシップなどを通じて、若年世代の理解促進を図るための効果的な取組を進めていくことが必要となります。

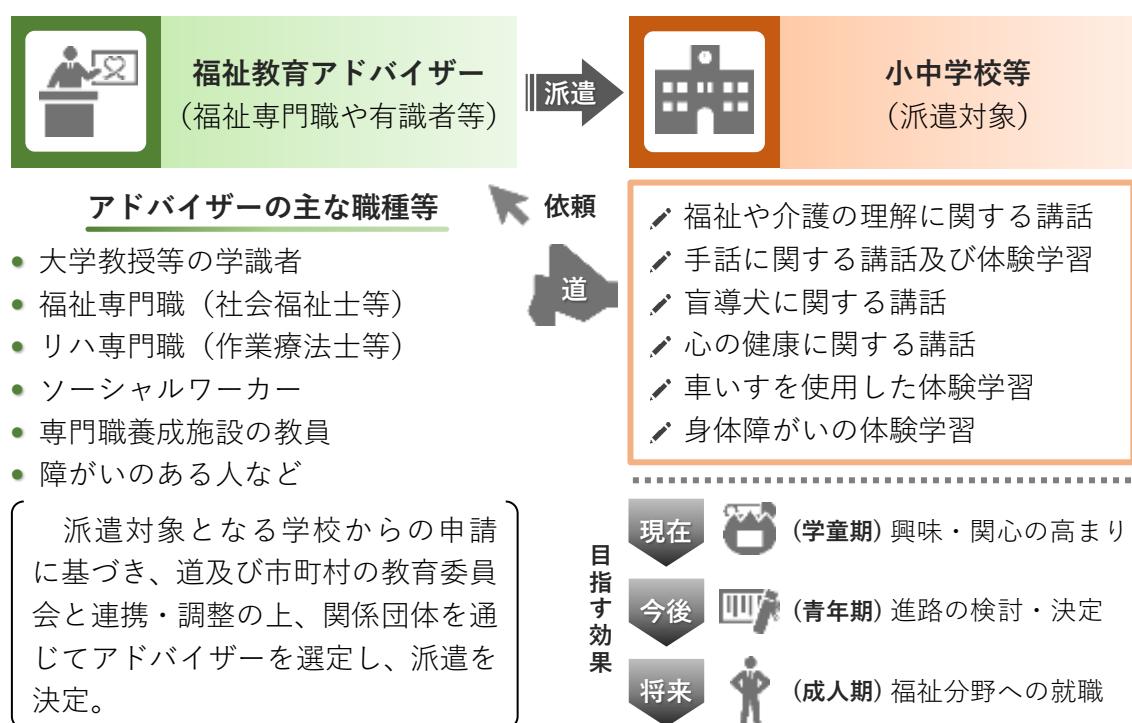
(3) 具体的な取組

福祉・介護分野における次世代の担い手育成に向けた取組

福祉・介護に関するニーズが増大する一方、生産年齢人口が減少し、昨今のコロナ禍により更なる福祉・介護人材の不足が見込まれている中、サービスの提供に必要となる人材を安定的・継続的に確保していくためには、早い段階から将来を担う世代を育てていく取組が重要となります。こうした考え方のもと、これまで道では、福祉のまちづくりの観点から、児童生徒を対象とした福祉教育に取り組んできたところであり、現在では、次世代の担い手確保という目的をより明確にした事業を展開しています。

具体的な取組の一つが「福祉教育アドバイザー」による理解促進の取組であり、小中学校等に福祉・介護の専門職や有識者をアドバイザーとして派遣し、高齢者の介助方法や体験学習など、福祉に関する授業を行うことで、児童生徒の福祉・介護に対する興味・関心を高めていくなど、教育関係機関や福祉の職能団体等と連携しながら、福祉・介護分野の将来を担う人材の育成を図っていきます。

福祉教育アドバイザー派遣の取組概要





【1】福祉に関する相談支援体制の確立

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会の実現に向けた市町村における相談支援体制のあり方については、社会福祉法において、以下3つの施策の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することが努力義務とされています。
 - 住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
 - 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ▶ これらは、新たな機関を設置するという趣旨ではなく、地域において必要となる機能が示されたものであり、実際にどのような形で整備するかについては、地域の実情に応じて様々な方法が考えられます。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 住民による地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場については、社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所等が考えられますが、市町村を中心として地域で協議し、適切に定めていくことが必要です。
- ▶ また、市町村は、身近な圏域にある相談支援体制では対応しがたい複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等について、多機関が協働して包括的に受け止める体制を整備するため、区域における関係機関等で支援チームを編成し、分野横断的なネットワークを広げていくことが重要とされています。
- ▶ そして、こうしたチームやネットワークの形成に当たっては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどが多機関協働の中核を担うものと期待されており、地域の実情に応じ、関係者による協議のもと、その役割が適切に果たされる機関を定めていくことが必要となります。
- ▶ このほか、家庭に経済的な課題等を抱える児童生徒への相談支援体制については、自立相談支援機関と教育委員会や学校との協力が重要であることから、双方の機関が日頃から情報共有を行うことはもとより、スクールソーシャルワーカーとの連携を組織的に行うなどして、課題解決に向けた取組を進めていくことが求められます。

(3) 具体的な取組

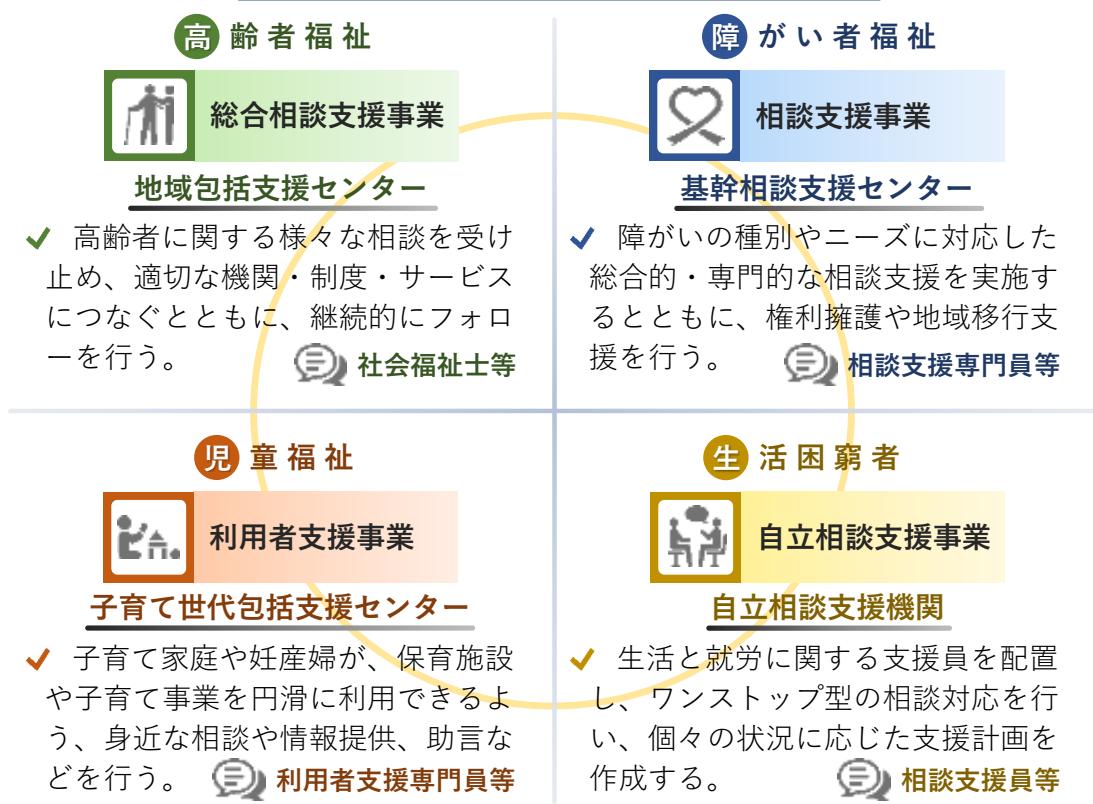
① 福祉の各分野における包括的な支援体制の整備

地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備するためには、ボランティアや市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉の各分野における行政や事業者が、相談者の属性・世代・内容に関わらず相談対応を行い、相談者の課題を整理の上で、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行うことが必要です。

福祉の各制度に基づく相談支援体制として主なものは、高齢者・障がい者・児童・生活困窮者の4分野でみると次のとおりであり、これらについて、地域の実情に応じ、適切な事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことが重要となります。

このことを踏まえ、道では、職員向け研修や取組例の情報提供などを通じ、各事業の円滑な実施を支援することで、市町村における福祉サービスに係る相談体制の整備を促進していきます。

福祉の各制度における主な相談支援体制の概要



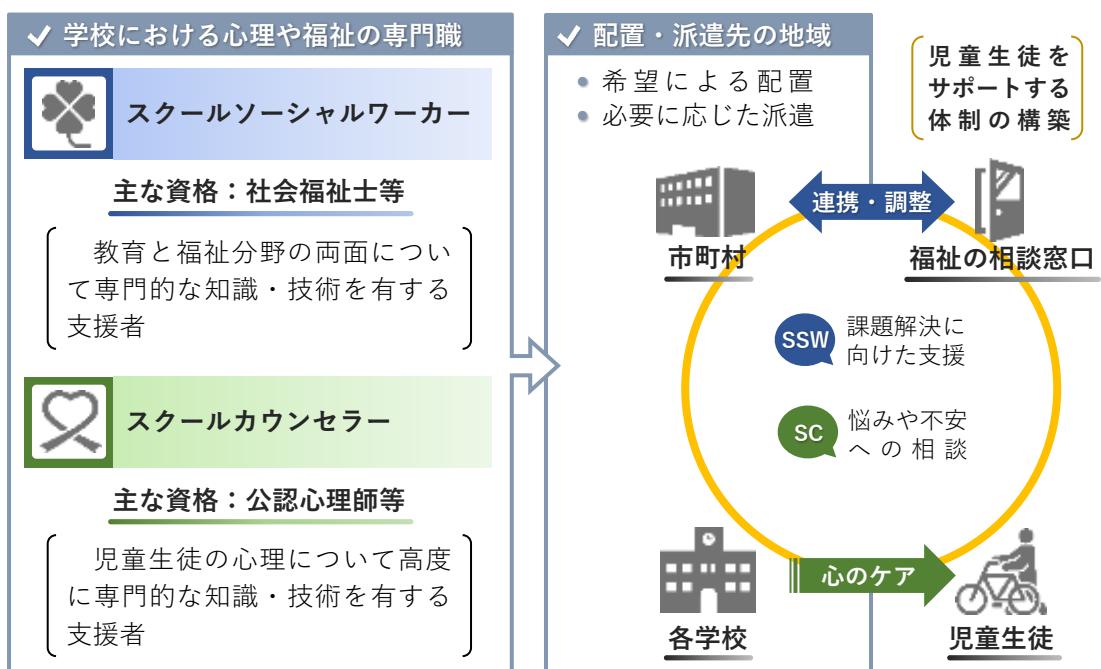
② 児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等は、教育上の大大きな課題であり、その背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係、地域、学校といった環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校の枠を越えて、関係機関との連携を一層強化しつつ、課題解決を図っていくためには、教育現場におけるコーディネーター的な存在が必要であることから、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことが求められています。

道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣する取組を行っており、市町村や学校の状況に応じて重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修や関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政機関との連携体制を強化していきます。

スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制充実の取組概要



③ 医療的ケア児を支える家族への支援

地域共生社会の実現に向けた「包括的支援の強化」は、保健・医療・福祉・教育等の公的支援と住民による支え合いが連動した包括的支援体制の構築を目指そうとするものであり、その具体的な取組として、単独の市町村では解決が難しい専門的な事項に対する都道府県による広域的支援が挙げられています。

高齢者や障がいのある人、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケアが必要な子ども、がんや難病等の慢性疾患がある方など、医療・介護ニーズを持つ方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、専門的・包括的な支援を展開していくに当たっては、都道府県による市町村への技術的助言等が必要です。

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が日常的に必要な医療的ケア児については、多機関にまたがる支援の調整が重要になることなどから、切れ目のない相談支援体制を構築することが求められており、令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援を実施することが国及び自治体の責務として定められました。

道では、医療的ケア児とその家族を支援するため、令和4年に「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、家族や市町村等からの医療的ケア児に関する様々な相談に対応していきます。

医療的ケア児を支える家族への支援に関する取組概要



医療的ケアのある 子どもとその家族

- どこに相談すればよいかわからない
- ケアの負担が大きい
- 緊急時の預け先がない
- 仕事と育児を両立させたい など

医療的ケアに
関する様々な
家族の相談

北海道医療的ケア児等支援センター

- ✓ 家族からの相談への対応、活用可能な資源の紹介、情報提供や助言等
- ✓ 市町村等からの相談対応、地域における支援ニーズの共有、好事例の発信等
- ✓ 関係職員（地域の医療的ケア児等コーディネーター）向け研修の実施

★支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、家族等からの相談支援に係る「情報の集約点」になるとともに、保健・医療・福祉・教育等の他分野にわたる支援の調整に当該センターが中心的な役割を担う。

施策項目

【2】地域福祉の基盤となる体制づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域福祉の推進には、行政のみならず、住民や民間事業者、法人、民生委員・児童委員など多様な構成員の参加・協働が求められており、それぞれの地域における構成員が合意形成しながら、互いに連携する仕組みと協議を行う場を作ることが必要です。
- ▶ そして、地域生活課題の解決に向けては、これまでの待ちの姿勢ではなく、予防の観点から、住民の抱えている課題が深刻化・困難化する前に、早期に発見して支援へつなげていくことが大切であり、本人の意思を尊重しながら、ソーシャルワーカーなどの専門職によるアウトリーチや民生委員・児童委員等による見守り・情報共有を行い、必要時に支援が届けられるような環境を整えることが求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 地域における多様な構成員の協働による支援体制を整備していくには、分野別・年齢別の縦割りによる支援を当事者中心の支援と捉え直し、地域生活課題を解決することができる包括的な支援体制を整備することが重要であり、そのためには、専門職による多職種連携だけでなく、地域住民等と協働で連携していく仕組みづくりを目指していくことが必要です。
- ▶ 地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、地域生活課題を解決したいとの気持ちから、地域福祉の推進に尽力している関係者が多く存在し、地域住民の困りごとや心配ごとに耳を傾け、できる限り解決に結び付くような活動をしています。
- ▶ こうした方々による見守り活動や様々な交流・行事の開催でつながりを支える取組、地域単位で住民の福祉活動を計画化することが、課題解決に有効となります。
- ▶ このように、行政と地域福祉活動の担い手となる関係者が協働し、課題を抱える住民を早期かつ積極的に把握し、支援に結び付けることのできる体制を構築されるよう、地域福祉を支える基盤を作っていくことが重要です。

(3) 具体的な取組

民生委員・児童委員の活動強化

民生委員・児童委員は、住民の方々にとって身近な相談相手であり、支援を必要とする方と行政や専門機関とのつなぎ役になるとともに、市町村による地域福祉計画の策定に参加するなど、地域福祉の中心的な担い手として活動を行っています。

市町村における包括的な支援体制の構築を進めていく中で、地域づくりの役割を担う民生委員・児童委員に寄せられる期待は大きくなっています。同時に、民生委員・児童委員の活動がより円滑に行える環境の整備が求められています。

民生委員法において都道府県は、市町村の区域ごとに民生委員の定数を条例で定めることとされているほか、民生委員・児童委員の活動に必要な研修を実施すると規定されていることなどを踏まえ、道では、北海道民生委員児童委員連盟との連携のもと、民生委員・児童委員に求められる役割等が十分に理解されるよう、総合的・計画的な研修を実施するとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容について道民に周知と理解を促すなど、民生委員制度の普及啓発を強化するなど、民生委員活動の一層の充実を図っていきます。

民生委員・児童委員の活動強化に向けた取組



民生委員・児童委員が活動するための総合的・計画的な研修

〔民生委員法第18条〕

✓ 地域福祉の推進



- ① 民生委員制度の普及啓発
…強化週間に合わせた広報等



- ② 民生委員活動の調査研究
…今後のあり方の研究等



- ③ 推進会議の開催
…児童委員の活動に関する協議等



© 全国民生委員児童委員連合会

✓ 民生委員の活動支援



- ① 市町村民児協による研究協議会
…意見交換や情報共有等



- ② 民生委員のスキルアップ支援
…市町村民児協への講師派遣等



- ③ 市町村民児協の活性化
…活動経費への助成等



- ④ 市町村民児協のリーダー養成
…会長等を担う人材の養成研修

施策項目

【3】福祉サービスにおける基盤整備の促進

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会に実現には、地域における多様な主体の参画が必要であり、住民や地域の関係者のほか、社会福祉法人やNPO法人等の団体が果たす役割は大きいとされています。
- ▶ 社会福祉法人は、その公益性・非営利性を踏まえ、平成28年に施行された改正社会福祉法により、「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされました。これを踏まえ、同法人は、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズについて、総合的かつ専門的に対応していくことが求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 社会福祉法人に期待される具体的な役割は、制度の狭間にある課題に着目し、地域に対して同法人が有する機能を可能な限り活用しながら、複数の法人により協働するなどして、各種研修会を開催し、地域で行われる勉強会に講師を派遣するほか、住民の交流会・懇談会を開催するためのコーディネートや場所の提供を行い、ボランティアの受け入れ等を通して福祉サービスの拠点になることなどが挙げられます。
- ▶ このため、社会福祉法人は、市町村による地域福祉計画の策定や実行に積極的に参画し、そのノウハウを活かして、地域生活課題の解決に必要な施策の内容や目標の設定などに関する協議を行うことが大切です。
- ▶ 社会福祉法人が担うこうした役割を踏まえると、同法人を所管する自治体としては、法に基づく指導監査の実施により、その適正な運営の確保を図るのみならず、第三者による専門的・客観的な評価を受けることを促進していくとともに、社会福祉施設における福祉サービスに関する利用者からの苦情解決に取り組むなど、利用者の立場に立った質の高いサービス提供にも資するよう努めていくことが重要です。
- ▶ このほか、福祉サービスにおける基盤整備の促進に向けては、高齢者や障がいのある人が心身の状態等に応じた生活を送ることができるよう、住まいや日中活動の場に係る基盤を整備し、単独での移動が困難な方への支援として、社会福祉法人やNPO法人等の団体が担い手となって移動手段を確保していくなど、それぞれの地域が主体となった取組を進めていくことが求められています。

(3) 具体的な取組

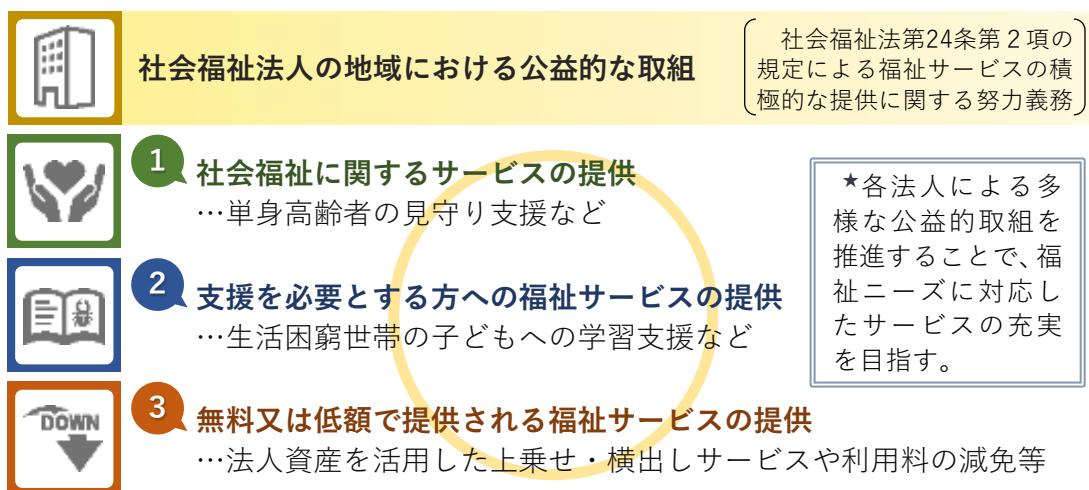
① 指導監査を通じた社会福祉事業の適正化

社会福祉法において、国や自治体は、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保を目的に、同法人の自主性・自律性を前提として、定期的な指導監査を実施し、運営全般について必要な助言指導を行うこととされています。

社会福祉法人の所轄庁は、事業実施地域等に応じて定められており、道本庁をはじめ、道の総合出先機関である総合振興局・振興局や各市が実施主体となり、実地を基本として指導監査を行っています。

指導監査の結果は文書で通知し、所轄庁が定める期日までに改善状況の報告を求めるなどして、各法人が行う社会福祉事業の適正化と福祉サービスの質の向上が図られるよう、実効性ある指導監査に努めています。

社会福祉法人による「公益的な取組」と指導監査の概要



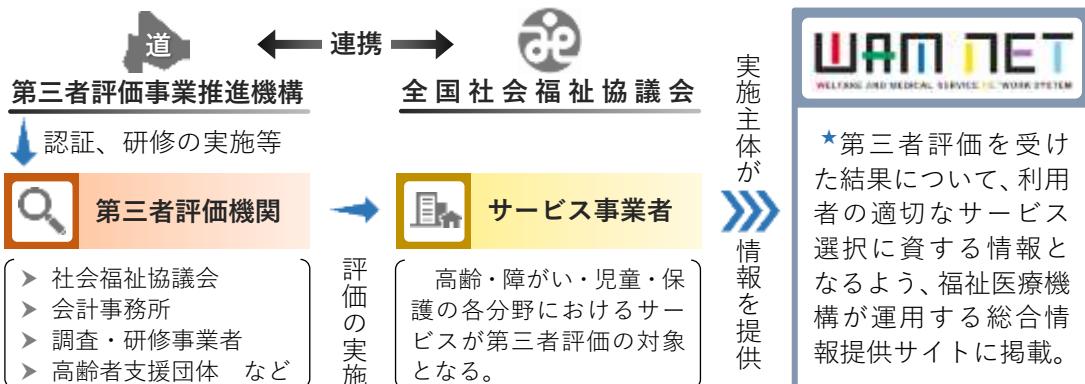
所轄庁	指導監査の対象となる社会福祉法人	実施計画に基づき、原則、3年に1回の監査を実施。
A 各市	当該市内の管内のみで事業を行うもの	
B 指定都市	道内のみで事業を行い、法人本部が指定都市にあるもの	
C 振興局	局内のみで事業を行うもの A、B、札幌市内で事業を行う法人及び中核市に法人本部があり当該市以外において事業を行う法人を除く	
D 道本庁	法人本部が道内にあるもの（A、B及びCを除く）	

指導監査における助言指導をはじめ、改善報告による自主的な取組などにより、社会福祉法人の運営適正化と福祉サービスの質の向上を図る。

② 第三者による福祉サービスの質に関する評価

社会福祉事業を行う事業者は、社会福祉法において、福祉サービスの質を評価し、利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることが義務とされています。

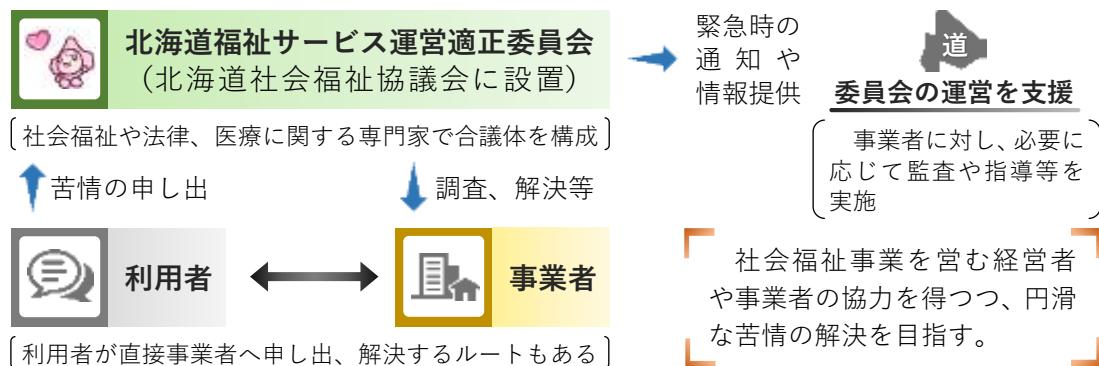
道では、国の指針に基づき、公正中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価し、各事業者が提供する福祉サービスの質の向上に結び付けるための「第三者評価事業」を行っており、評価の結果を公表することで、利用者のサービス選択に資するよう努めています。



③ 福祉サービスに関する苦情解決

福祉サービスに関する利用者からの苦情対応については、社会福祉法の規定により、都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、その解決に向けた相談等を行うこととされています。

道では、北海道社会福祉協議会に同委員会を設置し、利用者からの苦情に対する相談や助言、事業者への調査、道への通知・情報提供等を行うことにより、利用者の福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、その権利の擁護を図っています。



④ 単独での移動が困難な方への支援

高齢や障がい等により単独で公共交通機関を利用することが困難な方への支援については、「戸口から戸口まで」の個別輸送サービスを提供する「福祉有償運送」が、タクシー等の機関を補完する形で行われています。

福祉有償運送は、採算性などの面からバスやタクシー事業者が参入しないような場合に、公共の福祉を確保する観点から、道路運送法に基づき、NPO法人等が自家用自動車による有償運送の登録を受け行うものであり、近年の過疎化や少子高齢化等によって社会構造が大きく変化する中、こうした福祉輸送サービスへのニーズは増大し、かつ多様化しています。

NPO法人等が福祉有償運送を行う場合には、市町村が開催する「地域公共交通会議」や「運営協議会」において、その必要性等に関する合意を得た上で運送区域の市町村を管轄する運輸支局に申請し、登録を受ける必要があります、道内について見ると、令和5年時点で計160の市町村にこの会議等が設置されています。

道では、福祉有償運送制度が地域で広く行われるとともに、その趣旨目的が浸透し、より一層安心・安全な個別輸送サービスとして普及していくよう、市町村における福祉の基盤整備を支援していきます。

福祉有償運送の概要





【1】住民主体による支え合いの地域づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 誰制度が直接の対象としない地域生活課題は、かつては、地域や家族といったつながりの中で対応されてきましたが、昨今的人口減少や高齢化の急速な進展等によって家庭の機能は低下し、職場の人間関係も希薄化する傾向にあるなど、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題などが表面化しています。
- ▶ 人と人とのつながりがある地域づくりには、「自分の暮らす地域をより良くしたい」という地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」として行われることが必要であり、住民がつながり支え合う取組により、分野を超えて地域全体が連帯し、様々な資源を活かしながら、課題解決に取り組んでいくことが求められています。
- ▶ また、今後のグローバル化の進展や人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が高まっています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 平成29年に国が策定した「当面の改革工程」では、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを柱と定めており、地域共生社会の実現に向けては、これらを一体的に進めていくことが必要です。
- ▶ 具体的には、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる仕組みを目指していくほか、単独の市町村では解決が難しい課題への都道府県による支援体制の確保などが定められ、各柱に沿った取組を行うことで、住民や地域の多様な主体が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域でともに創っていくことが重要とされています。
- ▶ そして、多文化共生の地域づくりの推進には、地域社会への外国人の受入主体として、行政サービスを提供し、多文化共生の担い手となる自治体が果たす役割は大きいことを念頭に、地域特性や住民理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確にしていくことが求められています。

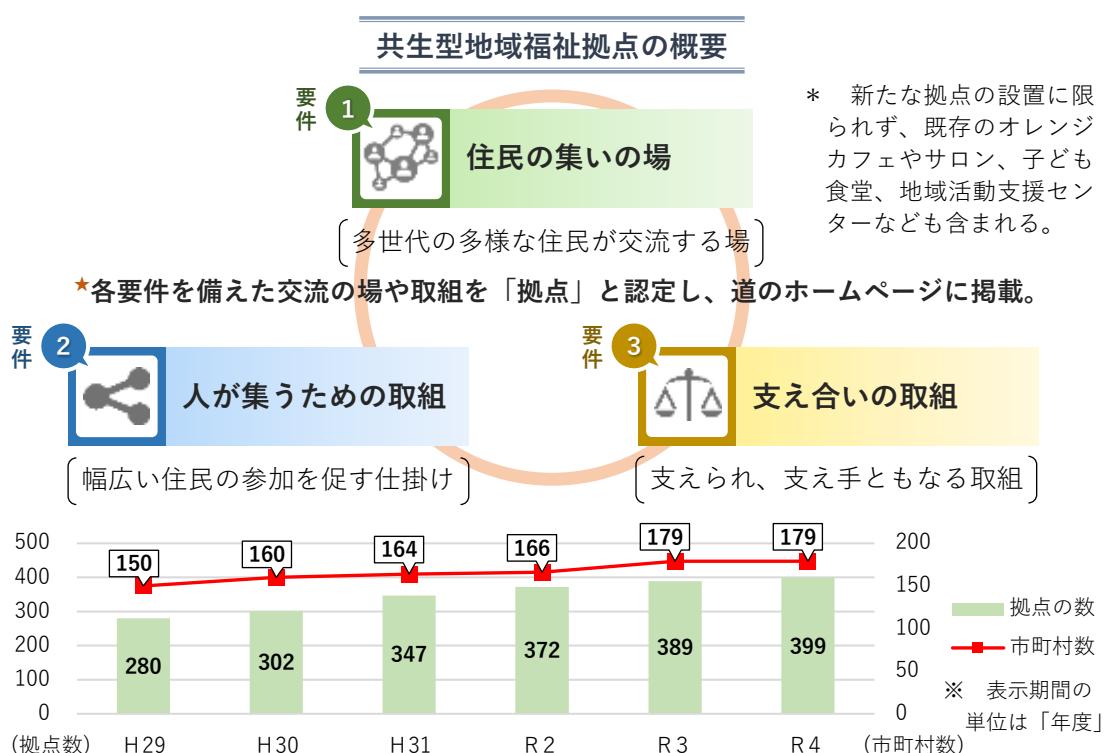
(3) 具体的な取組

① 共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくり

平成27年に国が策定した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、包括的な相談支援システムの構築や高齢・障がい・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立により、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととされました。

さらに、平成28年には、国において「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置付けられるとともに、こうした社会の実現に向けて、既存の福祉サービスを基盤としながらも、住民参加により総合的・包括的に取り組んでいくべき方向性が明確に示されました。

道では、国の動きを踏まえつつ、平成27年に策定した「北海道創生総合戦略」の重点的なプロジェクトの一つとして、住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」について、道内全ての市町村で設置されるよう推進しているところであり、今後とも、地域共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくりを支援していきます。



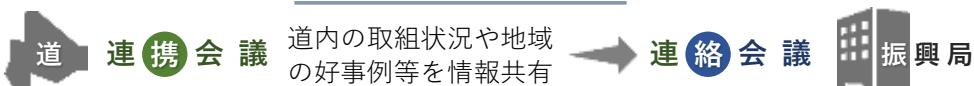
② 福祉的な支援を必要とする方への見守り活動

社会福祉法において、市町村が整備に努めることとされている「住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境」は、交流拠点の整備や地域福祉活動に関する研修の実施などがその具体的な取組として挙げられますが、これらを進めていくに当たっては、「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的な意識を醸成していくなどといった地域づくりの方向性に留意することとされています。

このうち、住民や民生委員・児童委員、保護司などの福祉関係者による福祉的な支援を必要とする方を対象とした日常的な見守り・支え合いの活動は、社会的孤立を防ぐのみならず、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで取り組む住民の拡大につながり、共生の意識が広がっていくことも期待されます。

道では、高齢者や障がいのある人など、見守りが必要な方を地域社会全体で支援する観点から、平成24年に「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」を策定し、行政や関係機関・団体、民間事業者等が連携しながら、地域における見守り支援体制の充実強化に向けた取組を行っていきます。

見守り活動の取組概要



関係機関・団体等と積極的に連携し、見守り活動の推進に向けた情報共有や方策の検討を行う。

管内市町村からなる合議体を設置し、情報共有や方策検討のほか、個別事案の検証等を行う。

- | | |
|------------|-----------|
| ● 道（関係各課） | ● 警察本部 |
| ● 市長会、町村会 | ● 日本赤十字社 |
| ● 共同募金会 | ● 社会福祉協議会 |
| ● 町内会連合会 | ● 民児盟 |
| ● 老人クラブ連合会 | ● インフラ事業者 |
| ● 新聞社 | ● 郵便局 |
| ● 不動産関係団体 | ● 生活協同組合 |

14の振興局ごとに設置



*振興局と管内市町村の一層の連携を図り、地域における見守り活動を推進。

③ 多文化共生に向けた地域づくり

国際的に生産年齢人口の伸びが低下し、先進国では労働力不足が顕著になっている中、平成30年の出入国管理法等の改正により、今後、新たな在留資格制度の創設に伴う特定技能を有する外国人の増加が見込まれています。

本道においては、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、様々な業種で人手不足が深刻化しており、こうした外国人材を受け入れていくことは、持続的発展を図る上で、ますます重要になります。

外国人材の受入れに当たっては、適正な雇用管理や在留管理はもとより、地域社会の一員として互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の実現を図ることが大切です。

道では、国の施策とも連動しつつ、道内の地域や企業等が外国人材を円滑に受入れ、外国人が安心して働き、暮らしていけるよう、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定し、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現に向け取り組んでいきます。

外国人材の受入拡大と多文化共生に向けた取組の概要

受入拡大・共生に向けた課題

✓ 外国人材

- 来道した後の日本語能力の向上
- 日本の文化や地域の慣習に対する理解の促進

✓ 道内企業等

- 外国人材の採用に関するノウハウの習得
- 労働環境の適正化や住居確保、生活支援への対応

✓ 地域住民

- 外国人増加に対する不安感の解消
- コミュニケーション充実と共通理解の促進

[各種取組の推進により、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指す。]

取組の基本方向と主な施策



① 外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる

啓発活動の推進や日本人と外国人との共同行事の開催、キーパーソンの育成



② 外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくる

情報提供・相談体制の充実、住宅確保の環境整備、外国人児童生徒への教育の充実等



③ 外国人が日本の文化や地域の慣習・慣行を理解できる環境をつくる

日本語学習の支援、多言語化環境の推進 行政・生活情報の提供等



④ 業界や企業等における受入環境づくりを支援する

行政・業界団体との連携、外国人材の就業支援、適正な雇用管理・就業環境の啓発等



⑤ 北海道で働き暮らす魅力を外国人材にPRし、呼び込む

海外の関係機関とのネットワーク構築、道内の就業環境や生活環境の情報発信

【2】ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった課題の解決を図りつつ、住民や地域の多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていくことが求められます。
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた取組は、こうした認識のもと、「あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする」ユニバーサルデザインの考え方による、全ての人が安心して暮らすことのできるまちづくり・ものづくりを目指して行うことが必要です。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会に参加し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくに当たっては、物理的な障壁のみならず、社会的・制度的・心理的なすべての障壁に対処するというバリアフリーの考え方とともに、施設や製品等に新しいバリアが生じないよう、誰にとっても利用しやすくするユニバーサルデザインの考え方方が欠かせず、この両方に基づく取組を併せて推進していくことが必要とされています。
- ▶ なお、バリアフリーについては、公共交通機関や施設等のハード面での取組だけでなく、実際に利用しやすいものとなるための情報提供などソフト面と一体となった総合的な取組が一層必要であり、こうしたハード・ソフトの充実に加え、全ての人々が相互に理解を深めて支え合うことができるようとする考え方として、「心のバリアフリー」の推進が重要となります。
- ▶ また、「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組むべき課題であるとともに、学校や職場、病院などの公共施設のほか、家庭や文化施設など地域の様々な場で切れ目なく実現されなければならないとされています。そのためには、全ての人が包摂される社会づくりに向けて、相互理解の推進が各地域に根差した取組となるよう、幅広く住民が行動していく必要があります。

(3) 具体的な取組

福祉のまちづくり

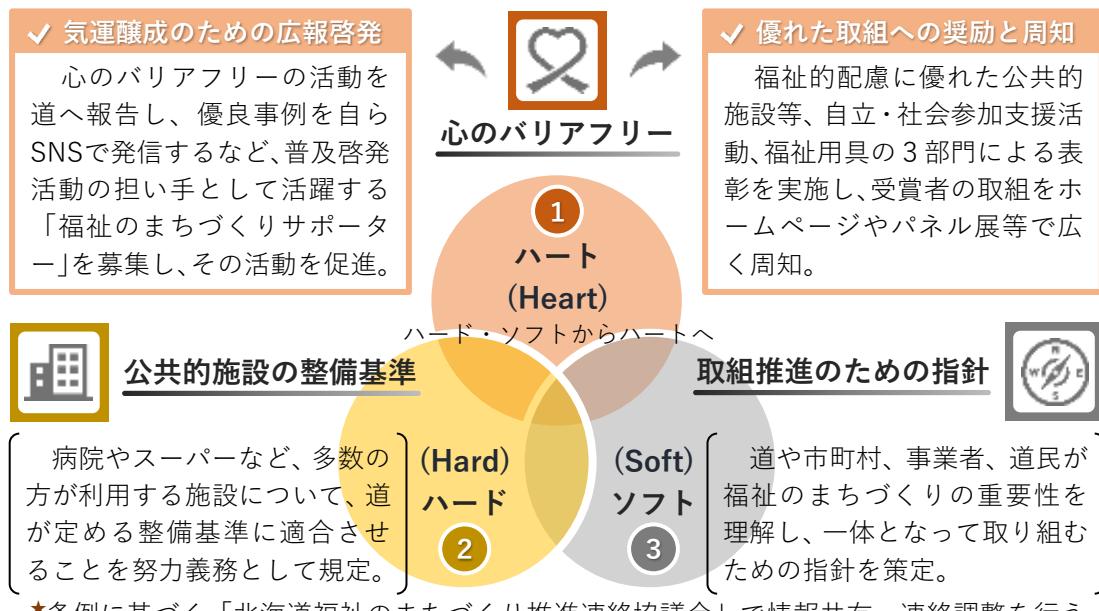
バリアフリー施策に関する法制度については、平成6年に施行されたハートビル法により、高齢者や障がいのある人の円滑な施設利用を図るため、不特定多数の人が利用する施設において、段差のない出入口や幅の広い廊下などの環境整備が努力義務とされました。

その後、公共交通機関や施設でのバリアフリー化が着実に進められる一方で、施設ごとに独立した整備が行われ、連続的なバリアフリー化が図られていないなど、ソフト面での対策が不十分といった課題があったことから、全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すバリアフリー新法が平成18年に施行されています。

こうした法制度の動向を踏まえ、全国の自治体では、いわゆる「福祉のまちづくり条例」を制定し、地域特性に応じたバリアフリー化の促進を図っており、道では、平成10年に同条例を施行しました。

この条例は、公共的施設のバリアフリー化のみならず、道民の幅広い参加による地域福祉推進の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフトの両面から総合的に福祉のまちづくりを進めることとしており、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の推進を図ることで、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指していきます。

福祉のまちづくり条例に基づく取組の概要



施策項目

【3】災害時に備えた地域支援体制の構築

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 市町村が包括的な支援体制を確保するに当たっては、災害の発生を想定した体制構築を行う必要があり、その対応・対策の方向性について、福祉の関連計画においても具体的に記載することが望ましいとされています。
- ▶ 都道府県及び市町村は、災害対策基本法の規定により、地域防災計画を策定し、予防・応急・復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が住民の生命・身体・財産を災害等から保護するための対策を定めることとされています。
- ▶ また、地域防災計画において市町村は、災害時に被災者を滞在させるための避難所を確保するとともに、高齢者や障がいのある人など災害時に配慮を要する方の滞在を想定し、「福祉避難所」を指定することが求められています。
- ▶ こうした被災者支援は行政の責務ですが、東日本大震災後の平成25年における法改正により、ボランティアによる防災活動が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、国及び自治体は、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めることが努力義務化されるなど、防災活動の環境整備が進められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 近年の災害時は、被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切で効果的な支援を行うために、災害派遣福祉チーム（DWAT）が活動するほか、被災地内外の行政組織や社会福祉協議会、NPO、ボランティア等が、災害担当の行政組織と協働で被災者支援に当たるという流れが定着しつつあり、こうした連携・協働は、今後の被災者支援活動の更なる広がりを生み出すために不可欠な要素となっています。
- ▶ 主に社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」では、行政をはじめとした関係機関との連絡調整、被災者からのニーズ把握とボランティア活動のマッチング、資機材の調達、情報発信など、多様な被災者支援活動を行っており、大規模災害に備えるためには、平時から連携体制を確立しておくことが重要です。